

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により京都市森林整備計画をたてるため、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により、次のとおり公告し、京都市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、京都市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、京都市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができます。

平成20年2月8日

京都市長 榎本 頼兼

1 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内

京都市産業観光局農林振興室林業振興課

- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1

京北合同庁舎内

京都市産業観光局京北農林事務所

2 縦覧期間

平成20年2月8日から

平成20年3月10日まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)